

制定 平成8年4月1日岐阜県公安委員会規則第4号
改正 令和3年3月30日岐阜県公安委員会規則第3号
改正 令和7年2月27日岐阜県公安委員会規則第1号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則をここに公布する。

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 聴聞

第1節 主宰者、代理人等（第3条―第7条）

第2節 聴聞の進行（第8条―第16条）

第3節 聴聞調書等（第17条―第19条）

第3章 弁明の機会の付与（第20条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 岐阜県公安委員会及び警察署長並びに条例または規則（以下「条例等」という。）の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者（以下「公安委員会等」という。）が岐阜県行政手続条例（平成7年条例第36号。以下「条例」という。）の規定により行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）主宰者 条例第19条第1項の規定により聴聞を主宰する者をいう。
- （2）当事者 条例第15条第1項又は条例第28条の規定により通知を受けた者（条例第15条第3項後段（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- （3）関係人 当事者以外の者であって不利益処分（条例第2条第1項第5号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係者を有するものと認められる者をいう。
- （4）参加人 条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加する関係人をいう。

第2章 聴聞

第1節 主宰者、代理人等

（主宰者の指名）

第3条 条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、岐阜県公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断を有することができると認められる警察職員のうちから指名する。

3 主宰者が条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、公安委員会等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（代理人）

第4条 条例第16条第3項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、代理人資格証明書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第16条第4項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（別記様式第2号）により行うものとする。

（参加人）

第5条 条例第17条第1項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、参加人許可申請書（別記様式第3号）を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、条例第17条第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の

申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。

(補佐人)

第6条 条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書(別記様式第4号)を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人は、聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

5 条例第22条第2項(条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

(参考人)

第7条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、相当と認める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事業を聴くことができる。

2 前項の申出は、聴聞の期日の4日前までに、参考人出頭申出書(別記様式第5号)を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、第1項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

第2節 聴聞の進行

(聴聞の通知)

第8条 条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第9条 公安委員会等は、当事者の申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、変更申出書(別記様式第7号)を公安委員会等に提出することにより行うものとする。

3 公安委員会等は、第1項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を変更通知書(別記様式第8号)により当事者及び参加人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続等)

第10条 条例第18条第1項の規定による資料の閲覧の請求は、文書閲覧請求書(別記様式第9号)を公安委員会等に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求は、口頭により行うことができる。

2 公安委員会等は、条例第18条第1項又は第2項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、公安委員会等は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないように配慮するものとする。

3 公安委員会等は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において資料の閲覧をさせることができないとき(条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否する場合を除く。)は、資料の閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、条例第22条第1項の規定により当該閲覧日以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第11条 主宰者は、条例第20条第2項又は条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(別記様式第10号)を作成しなければならない。

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書(別記様式第11号)と引換えに行わなければならない。

(聴聞の審理の公開)

第12条 公安委員会等は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(聴聞の期日における陳述の制限等)

第13条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し、退場を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するため聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）に定める措置をとることができる。

(陳述書の提出の方法)

第14条 条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

(聴聞の続行の通知)

第15条 条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

(聴聞の再開の通知)

第16条 条例第25条において準用する条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

第3節 聴聞調書等

(聴聞調書)

第17条 条例第24条第1項の調書は、聴聞調書（別記様式第13号）によるものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

2 聴聞調書には、第11条第1項の提出物目録を添付するほか、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

(聴聞報告書)

第18条 条例第24条第3項の報告書は、聴聞報告書（別記様式第14号）によるものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(聴聞調書等の閲覧)

第19条 条例第24条第4項の規定による調書及び報告書の閲覧の請求は、聴聞調書等閲覧請求書（別記様式第15号）を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては公安委員会等に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は公安委員会等は、条例第24条第4項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

第3章 弁明の機会の付与

(弁明の通知)

第20条 条例第28条の規定による通知は、弁明通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

(口頭による弁明の聴取)

第21条 公安委員会等は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。

2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を弁明者に対し説明しなければならない。

(弁明調書)

第22条 弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（別記様式第17号）を作成し、これに記名押印しなければならない。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の弁明調書について準用する。
- 3 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、第1項の弁明調書を公安委員会等に提出しなければならない。

(弁明書の不提出等の場合における措置)

第23条 公安委員会等は、条例第28条の提出期限までに条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合、又は条例第28条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第24条 第4条、第11条及び第14条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第16条第3項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、同条第2項中「条例第16条第4項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第29条において準用する条例第16条第4項」と、第11条第1項中「主宰者」とあるのは「公安委員会等」と、「条例第20条第2項又は条例第21条第1項」とあるのは「条例第27条第2項」と、同条第2項及び第3項中「主宰者」とあるのは「公安委員会等」と、第14条中「条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「条例第27条第1項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。

- 2 第9条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（令和3年岐阜県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年岐阜県公安委員会規則第1号）

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条、第24条関係）

代 理 人 資 格 証 明 書	
年 月 日	
様	
住 所	
氏 名	
年 月 日	
において行われる聴聞	
に	
弁 明 通 知 書 （ 年 月 日 付 け 第 号 ） に 係 る 弁 明 の 機 会 の 付 与	
聴聞	
については、下記の者を代理人として選任し、私のために	
に関する一切	
弁明の機会の付与	
の行為をすることを委任します。	
記	
聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第2号（第4条、第24条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる聴聞
に

弁明通知書（ 年 月 日付け 第 号）に係る弁明の機会の付与

については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 3 号（第 5 条関係）

参 加 人 許 可 申 請 書	
年 月 日	
様	
住 所	
氏 名	
年 月 日	において行われる聴聞に関
する手続に参加することを申請します。	
記	
聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不利 益処分につき利 害関係を有する ことの疎明	
連 絡 先	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 号（第 6 条関係）

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる聴聞に

ついては、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
住 所	
氏 名	(歳) 職 業
当 事 者 又 は 参加人との関係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第5号（第7条関係）

参 考 人 出 頭 申 出 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる聴聞に

ついては、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴 聞 の 件 名	
住 所	
氏 名	(歳) 職 業
陳 述 の 要 旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6 号（第 8 条関係）

（表）

第		号
聴 聞 通 知 書		
年		月 日
様		
印		
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。		
記		
聴 聞 の 件 名		
予定される不利益 処分の内容		
根拠となる条例等 の条項		
不利益処分の原因 となる事実		
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から	
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名 称	
	所在地	

注 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を公安委員会等に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名並びに補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提示して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名並びにその者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会等に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名
	氏名
	連絡先
聴聞の公開の有無	

様式第 7 号（第 9 条、第24条関係）

聴聞期日・場所 弁明日時・場所		変更申出書
年 月 日		
様		
住 所		
氏 名		
年 月 日		聴聞の 弁明の において行われる
期日・場所 日時・場所		
については、下記のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出ます。		
記		
聴聞 の件名 弁明		
理 由		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8 号（第 9 条、第24条関係）

第		号
聴聞期日・場所 弁明日時・場所		変更通知書
年		月
日		
様		
		印
年		月
日		において行うこととしていた
聴聞の期日・場所 弁明の日時・場所		
を下記のとおり変更したので通知します。		
記		
聴聞 の件名 弁明		
	変	更
	前	後
聴聞の期日 弁明の日時	年	月
	日	
	時	分から
聴聞の場所 弁明の場所		

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 9 号（第10条関係）

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる聴聞に

関し、下記の標目に係る資料の提出を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧しよう とする資料 の標目	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第10号（第11条、第24条関係）

提出物目録			
年 月 日			
印			
岐阜県行政手続条例		第20条第2項 第21条第1項 第27条第2項	の規定により提出者が提出した下記目録の
証拠書類等を受領した。			
記			
聴聞 の件名 弁明			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者		職名 氏名	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11号（第11条、第24条関係）

還付請求書			
年 月 日			
様			
住 所			
氏 名			
下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名 氏 名		

備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第12号（第15条、第16条関係）

第		号	
続行 再開		通知書	
年		月	
日		印	
様		年	
月		日に	
年		において行った聴聞を	
続行 再開		するので通知します。	
下記のとおり		記	
聴聞の件名			
聴聞の期日	年 月 日 時 分から		
聴聞の場所			

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13号（第17条関係）

（表）

第 号 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 印	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った公安委員会等の職員の職名及び氏名	

(裏)

公安委員会等の職員の 説明の要旨	
当事者・参加人・代理人・ 補佐人・参考人の 陳述の要旨	
その他参考となるべき 事項	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
 - 3 不要の欄は、斜線を引くこと。
 - 4 参考人には、条例等の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第14号（第18条関係）

第 号	
聴 聞 報 告 書	
年 月 日	
主宰者の職名及び氏名	
印	
聴聞通知書（ 年 月 日付け 第 号）に係る聴聞を終結したので、その結果を報告します。	
記	
聴 聞 の 件 名	
意 見	
聴聞に係る事案に対する当事者及び参加人の主張	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15号（第19条関係）

聴 聞 調 書 等 閲 覧 請 求 書	
年 月 日	
様	
住 所	
氏 名	
年 月 日	において行われた聴聞に
関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。	
記	
聴聞の件名	
閲覧しようとする調書 又は報告書の別	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号	
弁 明 通 知 書	
年 月 日	
様	
印	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る岐阜県行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
備 考	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名及び住所、弁明の件名並びに弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を公安委員会等に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、公安委員会等に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

様式第17号（第22条関係）

第 号	
弁 明 調 書	
年 月 日	
弁明録取者の職名及び氏名	
印	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
当事者・代理人の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。